

春日井市市民活動支援センター ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針

1 目的

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）は、現在活用されている情報発信手段を拡充し、春日井市市民活動支援センター（以下、「市民活動支援センター」という。）に関する情報を、市民を始めとする多くの人に発信することを目的とする。

2 アカウント

市民活動支援センターが情報発信のために運用する SNS アカウント（以下、「本アカウント」という。）は次のとおりとする。

- ・エックス（X） アカウント名：春日井市 市民活動支援センター

3 発信主体及び管理者

発信主体は、市民活動支援センターとし、管理者は市民活動支援センター所長とする。

4 情報発信時間

運用時間は、市民活動支援センター開館日の 8 時 30 分から 21 時 30 分までとするが、管理者が必要と判断した場合はその限りではない。

5 発信内容

本アカウントにおいては、次の情報を発信する。

- (1) 市民活動支援センターの業務に関する情報
- (2) 市民活動支援センターのイベントに関する情報
- (3) その他市民活動支援センターに関する情報で、管理者が必要と認めるもの

6 発信方法

- (1) 本アカウントを用いて情報発信をする際には、原則として管理者の判断を必要とする。ただし、SNS の特性や情報発信の即時性を考慮し、緊急の場合や事前に判断を得ている場合は、この限りではない。
- (2) 投稿した内容に誤りがあった場合は、ただちに当該投稿を削除するとともに、訂正した内容を改めて投稿する。

7 遵守事項

本アカウントを用いて情報発信をする際には、次の各号に掲げる事項の遵守に努める。

- (1) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び服務に関する規程を遵守すること。
- (2) 業務目的外に使用しないこと。
- (3) 守秘義務の遵守、及び意思形成過程における情報の取り扱いに留意すること。
- (4) 発信する情報を正確に記述し、その内容について誤解を招かぬようにすること。

8 禁止事項

本アカウントにおいては、次の各号に掲げる情報発信をしてはならない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 虚偽又は事実と異なるもの
- (8) 単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に掲載する等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラムを使用若しくは提供するもの、又はその恐れのあるもの
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (14) (1)から(13)までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (15) 上記のほか、管理者が不適切と判断したもの

9 フォローについて

本アカウントにおいては、情報発信のみを行い、原則として他のアカウントをフォローしない。

10 投稿等への対応について

- (1) 本アカウントへのリプライ、リポスト、ダイレクトメッセージ等を通じた意見や問い合わせには、原則として個別対応しない。
- (2) 市民活動支援センターに対する質問や意見については、公式ホームページの「お問い合わせフォーム」から受け付ける。
- (3) 本アカウントに対して、他のユーザーが「8 禁止事項」各号の投稿等を行った場合には、当該投稿等を削除するほか、必要に応じてアカウントのブロック等の措置をとる。

11 著作権

掲載している全ての情報（テキスト、画像等）に関する著作権は、原著作者又は春日井市に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁ずる。

12 免責事項

- (1) 情報の正確性、完全性及び有用性等を保証するものではない。このため、本アカウントにおける情報を利用したために、ユーザー又は第三者が被った損害につ

いて一切の責任を負わない。

- (2) 市民活動支援センターは、本アカウントに関連して生じた、ユーザー間のトラブル又はユーザーと第三者との間のトラブルによりユーザー又は第三者が被った損害について一切の責任を負わない。
- (3) 本アカウントに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

附則

この運用方針は令和3年7月1日から施行する。

附則

この運用方針は令和6年4月1日から施行する。